

別記様式第1号(第四関係)

西栗倉地区いちごのむら活性化計画

岡山県西栗倉村

令和6年12月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	西粟倉地区いちごのむら活性化計画						
都道府県名	岡山県	市町村名	西粟倉村	地区名(※1)	西粟倉	計画期間(※2)	令和3年度～令和6年度

目 標 : (※3)

本村では、2008年に百年の森林構想に着想以来、山林を起点に森林資源を活用した木質バイオマスや山間地形を活かした小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に取り組み、百年の森林事業や再生可能エネルギー等の事業実施者を村外から呼び込み、魅力と活気のある地域を創造するローカルベンチャー施策と地方創生に注力している。こうした中、更に地域産業の活性化を図るため、食を中心とした一次産業コンテンツの充実を行うことで交流人口の増加促進を図る。(180,000人→191,310人/年)

目標設定の考え方

地区の概要:

本村は、中国山地に囲まれた兵庫県・鳥取県の県境に接した岡山県最北東端に位置している。平成の大合併時にも、単独村として地域の自立に向けた挑戦をはじめ2009年度から百年の森林事業に着手、村の総面積57.97km²の内約95%を占める山林の内林業を中心とした地域振興を進めてきた。本取組を基軸に、環境モデル都市、バイオマス産業都市の認定を受けて再生可能エネルギーに係る取り組みを行うとともに、2016年度からローカルベンチャー施策を展開。起業+移住のプログラムを実施、都市部の人材を呼び込むなど、地方創生に積極的に取り組んでいる。

また、村を南北に縦断する鳥取自動車道の交通量は約4500台/日(平成27年度全国道路・街路交通情勢調査)が西粟倉村内を通過しており、西粟倉IC付近の国道373号には道の駅あわくらんどがあり、鳥取自動車道のSA機能を果たしている。

一方、農業では山間の谷間に約145haの狭小農地であり、そのうち約130haが水田である。米作以外に活発な農作物の生産はなく、特筆できる農産品がないのが現状である。

現状と課題

本村では、上述のように林業起点の地方創生に取り組んでいるところではあり、10年あまりの間に若い世代の移住により物づくりを中心に約40事業が創出され、一定の成果を上げているものの、こうした地元産業の情報発信は個々の事業者が行っており、ALL西粟倉としての情報発信機能がなく、観光交流人口の取りこぼしが相当あるものと思われる。

また、鳥取自動車道は関西圏と山陰を結ぶ主要道路となっているが、SA機能としての道の駅の存在は大きいものの、通過交通をいかに村にとどめ、地域産業とつなぐかという課題もある。農家の高齢化による農業継続が困難な世帯が増加し、数人の担い手農家に農地の集積が進んで来ており、当該担い手農家も高齢化し、そのほとんどが後継者不在である。また、農地の約9割が米作でもあることから、地域農業の農作物多様化、担い手の多様化による地域の「食のコンテンツ」の充実が、交流人口拡大に不可欠である。

今後の展開方向等(※4)

上述のような課題を解決するために、百年の森林事業の担い手でもある(株)エーゼログループ(旧(株)西粟倉・森の学校)が計画している新規事業であるいちご収穫体験農園(ハウス10a)いちご栽培農園(ハウス30a)[いちご栽培用高設架台の培地に製材所である森の学校から出るおが粉と樹皮を利用]とこれに付帯する直売所・カフェスペースの整備を支援する。カフェコーナーでは「森の製材所がつくる苺」をコンセプトにいちごを主としたスイーツ等の提供を行い、西粟倉産木材(製品製造工程から出る端材も有効利用し、廃棄物の抑制にも取り組む)を使ったDIYコーナーを併設(森の学校の自主事業)し、ファミリー層をターゲットに新たな村の観光コンテンツを創出する。合わせて道の駅でも村で生産されたいちご及び生産されたいちごの商品(ジェラート等)を提供できるようにすることで、相乗誘客効果を出していくことを目指す。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、原則として3年から5年程度の期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別(※3)	備考
西粟倉村	西粟倉地区	地域間交流拠点施設の整備(28農林漁業・農山漁村体験施設)	(株)エーゼログループ	有	ハ	
西粟倉村	西粟倉地区	地域間交流拠点施設の整備(27地域連携販売力強化施設)	(株)エーゼログループ	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
西粟倉村		道の駅第2駐車場拡張整備事業	西粟倉村	西粟倉村単独事業

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要であつて、かつ、農林水産省所管の事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業は、備考欄に「区域外で実施」と記載する。
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表1の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となつて、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

西粟倉地区(岡山県西粟倉村)	区域面積 (※2)	5,793ha
区域設定の考え方 (※3)		
①法第3条第1号関係: 本村は面積5,797haのうち、5,642ha(約97%)が農林地である。 また、全就業者数740人に対し、農林漁業従業者は107人14.5%(平成27年国勢調査)を占めている。		
②法第3条第2号関係: 本村の人口は、昭和55年以降平成2年の1939人をピークに平成27年に1530人に激減し、令和2年10月現在1432人である。 平成21年に百年の森林事業に着手、山林を地域資源として位置づけ森林整備と林業六次化に取り組み、Iターン者が増加してきた。こうした状況を更に加速させるため、平成28年度からローカルベンチャー施策に取り組み、現在では村内に新しく45事業が創出され、人口の約10%がIターン者となった。 村内に多様な事業が生まれ、人口減少の鈍化が図られている中、交流人口を増やし、地域内産業の活性化を図ることは地域の持続可能性を高める効果が十分に期待できる。		
③法第3条第3号関係: 当該地区は村全域としており、市街化区域、都市計画法に基づく用途地域を含んでいない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
該当なし													

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計	該当なし					

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。

※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。

※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	該当なし	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	該当なし	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該当なし	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)	該当なし	
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項	該当なし	
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)	該当なし	
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	該当なし	

※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第8項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。

※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第8項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。

また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。

※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。

※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第8項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。

※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。

※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。

※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

①活性化計画終了年度の翌年(令和7年度)に、整備する体験施設及びカフェ等の年度毎の利用者数について、(株)エーゼログループ(旧(株)西粟倉・森の学校)の報告を基に検証を行う。

なお、評価の妥当性検証のため、産官学金言で構成される「西粟倉村総合戦略有識者会議」へ意見聴取を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。

令和3年度 農山漁村振興交付金 西粟倉地区 活性化計画区域図 (計画期間: R3~R6)

